

津松阪港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成14年6月

津松阪港港湾管理者

目 次

変更理由	1
1. 小型船だまり計画（変更）	2
2. マリーナ計画（変更）	3
3. 港湾環境整備施設計画（変更）	4
4. 土地造成及び土地利用計画（変更）	5
5. その他重要事項の計画に関する資料.....	6

変更理由

賛岐地区において、現在愛知県常滑市沖に整備中の中部国際空港とのアクセス確保等に対応する効率的な整備を行うため小型船だまり計画、マリーナ計画、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

1. 小型船だまり計画（変更）

平成 17 年開港予定の中部国際空港とのアクセス強化等、都市間交流を促進するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

贊崎地区

泊地	水深 3 m	面積	2 ha
中第 2 防波堤		延長	1 6 0 m
小型さん橋			2 基
ふ頭用地		面積	0.2ha

既定計画

泊地	水深 3 m	面積	4 ha
中第 1 防波堤		延長	2 3 0 m
小型さん橋			2 基
ふ頭用地		面積	1 ha

2. マリーナ計画（変更）

レクリエーション需要の動向に対応し、マリーナを次のとおり計画する。

贅崎地区

泊地	水深 3m	面積	7ha
中第1防波堤		延長	230m
南防波堤		延長	700m
小型さん橋			7基
レクリエーション施設用地		面積	1ha

既定計画

泊地	水深 3m	面積	9ha
中第2防波堤		延長	160m
南防波堤		延長	700m
小型さん橋			7基
レクリエーション施設用地		面積	1ha

3. 港湾環境整備施設計画（変更）

港湾の環境整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

賛崎地区

緑地

面積 3 ha

既定計画

緑地

面積 5 ha

4. 土地造成及び土地利用計画（変更）

港湾施設等の計画に対応し、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区	ふ頭用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	緑地	レクリエ ーション 施設用地	合計
賛崎地区	(5) 5	(2) 2	(3) 3	(3) 3	(13) 13	(27) 27

注1 ()は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

既定計画

(単位：ha)

用途 地区	ふ頭用地	交通機能 用地	緑地	レクリエ ーション施設 用地	合計
賛崎地区	(6) 6	(2) 2	(5) 5	(13) 13	(27) 27

注1 ()は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

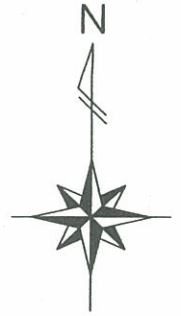
5. その他重要事項の計画に関する資料

5.1 津松阪港（贄崎地区）の段階的整備

2005年3月開港予定の中部国際空港とのアクセス確保に対応すべく、第1段階としてアクセス船・観光船等に対応した小型船ふ頭の早期供用を図るため、中第2防波堤、防波堤（波除）1・2、南防波堤の一部や関連用地の整備を促進する。

引き続き、マリーナやそれに付随する各種用地・防波堤等の整備を促進することで、海洋性レクリエーション基地としての機能確保に取り組んでいくものとする他、外郭施設整備の進展に合わせて防波堤（波除）を本堤に転用し、港全体の安定的かつ円滑な港湾機能を確保する。

津松阪港港湾計画位置図



阿波浦 賀崎地区

津港港域

津松阪港地区

無地地区

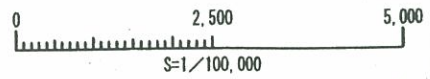
津港(伊倉津) Tu Kō [Igarozu]

松阪港 Matsusaka Kō

松阪港港域

凡例

○ 変更箇所



松阪市

津松阪港港湾計画図（贅崎地区）



凡 例		
	航路・泊地	(今回計画) (既定計画) (既 設)
	防 波 堤	(今回計画) (既定計画) (既 設)
	公 共 岸 壁	(既定計画)
	公共耐震強化岸壁	(既定計画)
	公共物揚場	(既定計画) (既 設)
	公共船揚場	(既 設)
	小型さん橋	(今回計画) (既 設)
	海 浜	(既定計画)
	ふ 頭 用 地	(今回計画) (既定計画) (既 設)
	緑 地	(今回計画) (既定計画) (既 設)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既定計画) (既 設)
	交通機能用地 (その他道路)	(計 画)
	その他の用地	(今回計画) (既定計画) (既 設)

